# 東京大学情報倫理規則

平成１４年９月１７日
評議会可決
沿革

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、学問の自由、思想・良心の自由、表現の自由をはじめとする基本的人権の尊重の理念にのっとり、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）における情報システムの利用に関するルールを定めることにより、その円滑かつ適正な利用を促進し、もって本学の教育及び研究の充実を図ることを目的とする。

（定義及び対象）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、東京大学基本組織規則（平成１６年４月１日東大規則第１号。以下「基本組織規則」という。）第２章第１節に掲げる役員をいう。

(2)　教職員等とは、基本組織規則第２章第２節に掲げる教職員及び派遣職員をいう。

(3)　学生とは、本学の規則に基づき、入学、聴講又は履修を許可された者をいう。

(4)　本学の構成員とは、役員、教職員等及び学生をいう。

(5)　本学の構成員に準ずる者とは、本学の構成員以外の者であって、本学の経営及び教育研究活動に参画又は従事するものをいう。

(6)　本学の構成員等とは、本学の構成員及び本学の構成員に準ずる者をいう。

(7)　部局とは、東京大学基本組織規則第３章及び第４章に定める組織並びに教育学部附属中等教育学校、東京大学病院及び医科学研究所附属病院をいう。

(8)　CISO とは、東京大学における情報セキュリティに関する基本規則（令和６年３月２１日東大規則第９３号）第２条第１項に規定する最高情報セキュリティ責任者をいう。

２　この規則の対象とする情報システムは、本学が管理・運用するシステム及び本学の構成員等への利用資格の付与を本学が行っているシステムとする。

## 第２章　情報倫理基準

（行為指針）

第３条　本学の構成員等は、その自覚と良心に基づき、又は情報システムの利用者としての責任を認識し、第１条に規定する目的に従って情報システムを利用しなければならない。

２　本学の構成員等は、情報システムの他の利用者の権利と利益とに配慮し、これらを尊重しなければならない。

３　本学の構成員等は、情報システムの利用にあたって、自己責任の原則を基本とするものとする。

４　本学の構成員等は、情報システムの管理・運用に協力をし、管理・運用上必要な指示に従わなければならない。

（本学の構成員等の義務）

第４条　本学の構成員等は、情報システムの利用において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　刑法その他の法令に定める処罰の対象とされる行為をしてはならない。

(2)　民法その他の法令に定める損害賠償等の民事責任を発生させる行為をしてはならない。

(3)　その他法令に定める制限又は禁止されている行為をしてはならない。

(4)　情報システムの機能に障害を与え、又は他の利用者による情報システムの利用に支障を及ぼす行為をしてはならない。

(5)　本学における教育・研究に支障を及ぼす行為をしてはならない。

(6)　その他個人や社会の利益を不当に損なう行為をしてはならない。

２　本学の構成員等は、情報システムの利用にあたっては、この規則及び次項の規定によりCISO が定めるところによるほか、全学又は各部局で定められる情報システムの利用に関する規定等に従わなければならない。また、本学の構成員等が情報システムの利用に関する合意書に署名した場合には、当該合意書の内容にも従わなければならない。

３　情報倫理に関わる本学の構成員等の義務の具体的内容は、CISO が別に定める。

（違反行為に対する処置）

第５条　CISO は、前条に規定する本学の構成員等の義務に対する違反行為（以下「違反行為」という。）について、第１１条から第１４条までに規定する審査手続に基づき、次の各号に定める処置の一又は複数を決定することができる。

(1)　当該違反行為に係る情報システムの利用資格の剥奪

(2)　当該違反行為に係る情報システムの利用資格の停止

(3)　当該違反行為に係る情報システムの利用範囲の制限

(4)　当該違反行為をした者の氏名及び違反行為の公表

(5)　当該違反行為をした者に対するカウンセリング及び再教育

２　前項各号の処置は、当該違反行為に係る情報システムを管理・運用する者又は当該違反行為に係る情報システムについて利用資格の付与を行った者が実施する。

３　違反行為に対する処置は、過失又は未遂の場合にもとることができる。

４　処置の内容は、違反行為にかかる故意・過失の存否及びその程度、既遂・未遂の別、生じた損害又は危険の重大性の程度、違反者の改悛の情の有無、違反者の更生の可能性その他違反行為にかかわる一切の事情を考慮して決定されるものとする。

５　利用資格を剥奪された者は、処置の実施後１年を経過した場合には、CISO に利用資格回復の申し出を行うことができる。この申し出の審査（再審査）は、前項に定めた事情を考慮して行われるものとする。再審査の手続については、CISO が別に定める。

（情報システムの利用環境）

第６条　本学の構成員等は、正当な理由なく情報システムの利用を制限又は禁止されない。

２　法令の規定に基づく場合又はその他正当な理由がある場合を除き、電子メール等の内容及び利用の状況についての秘密は保護される。

３　システム管理上緊急の必要がある場合を除き、重大なシステム変更に際しては、事前に通知を受ける。

## 第３章　調査及び審査手続

（対応窓口の設置）

第７条　CISO のもとに、違反行為の通報等を受けるための対応窓口を設置する。

（調査）

第８条　CISO は、本学の構成員等による情報システムの利用に関して違反行為の疑いが生じた場合には、速やかに事実の確認に努め、必要に応じ証拠等の確保又は保全を行う。

２　違反行為が疑われる本学の構成員等（以下「調査対象者」という。）が特定されていない場合、CISO は、調査対象者を特定するために適切な措置をとることができる。

３　前２項の措置にあたっては、CISO は、当該違反にかかわる関係者に対して、事情の説明又は資料等の提出を求めることができる。

４　本学の構成員等が所有又は管理する証拠等を CISO が確保又は保全するにあたっては、原則として当該本学の構成員等の同意を得なければならない。ただし、証拠隠滅のおそれなど緊急の必要がある場合には、本学の構成員等の同意を得ることなく資料等の確保又は保全のための措置をとることができる。この措置については、当該本学の構成員等に通知するよう努めなければならない。

５　調査に際して確保又は保全された証拠等は、調査及び第１１条から第１４条までに規定する審査手続の終了後に権利者に返却しなければならない。ただし、証拠等が内容又は取得方法において違法なものである場合には、この限りでない。証拠等が複製である場合は、当該複製を破棄又は消去することで返却に代えることができる。

（緊急措置）

第９条　違反行為の疑いが生じ、被害の拡大防止又は事実関係の調査のために必要と認められる場合には、CISO は、必要最小限度の範囲で緊急の措置をとることができる。

２　前項に基づき緊急の措置がとられた場合においては、調査対象者及び重大な影響を受ける可能性がある者に対して、速やかに通知するように努めるものとする。

３　第１項の規定は、東京大学情報システム緊急対応チーム（UTokyo-CERT）規則（平成１８年３月３０日東大規則第１３１号）に規定する UTokyo-CERT 及び部局 CERT による同規則に基づく緊急対応を妨げるものではない。

（警告）

第１０条　違反行為の可能性があると認められる場合、CISO は、調査対象者に対して警告

を行うことができる。

２　前項の警告を行う場合、CISO は、調査対象者に陳述又は弁明の機会を与えることができる。

（審査手続の開始）

第１１条　CISO が相当であると判断した場合には、調査対象者に対する処置を決定するため、審査手続を開始する。

２　審査手続は非公開で行う。

（簡易手続）

第１２条　審査対象者（前条第１項の規定により審査手続を受けている者をいう。以下同じ。）の陳述において、違反行為を自ら認めた場合は、簡易手続として扱い、審査手続を終了し、CISO は事実認定及び第５条に規定する処置についての決定を行う。

（審査手続）

第１３条　審査手続において、審査対象者は自己のために事実を主張し、証拠の提出等必要な機会を与えられる。

２　CISO は、審査対象者の申し出に基づき、審査対象者のために補佐人若しくは証人を認めることができる。

３　CISO は、違反行為の被害者及び関係者に対して、意見陳述又は証拠提出の機会を与えることができる。

（審査手続の終了及び処置の決定）

第１４条　CISO は、事案の解明のために必要な審査を終えたときは、審査手続を終了し、事実認定及び第５条に規定する処置についての決定を行う。

（有識者の協力）

第１５条　CISO は、調査又は審査手続に必要な専門的知識を有する者に対し、協力を求めることができる。

（部局長への通知）

第１６条　審査対象者による違反行為が懲戒の対象となりうる場合又は教職員の職務上の義務違反として監督上の措置が必要とされる可能性がある場合には、CISO は事案を審査対象者が所属する部局の長（以下「部局長」という。）に通知しなければならない。この場合において、審査手続を中止することができる。

２　前項に基づく通知を行う場合であって、審査対象者が部局長であるときは、CISO は、事案を総長に通知しなければならない。

（関係者への説明）

第１７条　CISO は、違反行為の通報等を行った者、違反行為の被害者及び関係者に対して、その求めに応じ、調査及び審査手続の進捗状況並びにその結果について適切な時機に適切な範囲の説明を行うように努めるものとする。

（部局における調査及び審査手続）

第１８条　部局長は、当該部局が管理・運用する情報システムに関わる違反行為の疑いが生じた場合には、速やかにその内容をCISOに報告しなければならない。

２　CISOは、違反行為に係る調査、審査手続及び処置の決定に関する権限を部局長に委任することができる。この場合において、部局長は、違反行為に係る調査、審査手続及び処置の決定について、第８条から第１７条までの規定に準じて行うものとする。

３　部局長は、違反行為に対する処置を決定したときは、遅滞なくその内容をCISOに報告しなければならない。

（守秘義務）

第１９条　違反行為に係る調査又は審査手続（前条第２項後段により部局で行う調査及び審査手続を含む。）に関与する者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は窃用してはならない。

（補則）

第２０条　この規則に定めるもののほか、情報倫理基準並びに調査及び審査手続に関し必要な事項は、CISOが別に定める。

２　調査及び審査手続に関する事務は、本部情報環境課において処理する。

附　則

この規則は、平成１４年９月１７日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年３月１７日から施行し、この規則による改正後の東京大学情報倫理規則の規定は、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２７年３月２６日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　東京大学情報倫理委員会規則(平成１８年３月１７日東大規則第８２号)は、廃止する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学情報倫理規則

体系情報

□第２編 総務及び人事
　▽第１章 総務

沿革情報

◆平成１４年０９月１７日　評議会可決
◇平成１７年０３月１７日
◇平成２７年０３月２６日
◇平成３０年０３月２９日
◇令和０６年０３月２１日
◇令和０８年０９月１５日